

## 浦安市規則第35号

### 浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則（平成18年規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第2項第8号エ」を「第2条第2項第9号エ」に改める。

第46条第1項第1号ア 自動車駐車場の表1戸の面積が40㎡以上の集合住宅の項区分の欄及び同表1戸の面積が40㎡未満の集合住宅の項区分の欄中「集合住宅」の次に「（長屋、寄宿舍その他これらに類する集合住宅を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

長屋、寄 舎その他こ れらに類す る集合住宅	建築物の種類に応じ別途協議した数
---------------------------------	------------------

第46条第1項第1号イ 自転車等駐車場の表1戸の面積が55㎡を超える集合住宅の項区分の欄、同表1戸の面積が40㎡以上55㎡以下の集合住宅の項区分の欄及び同表1戸の面積が40㎡未満の集合住宅の項区分の欄中「集合住宅」の次に「（長屋、寄宿舍その他これらに類する集合住宅を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

長屋、寄 舎その他こ れらに類す る集合住宅	建築物の種類に応じ別途協議した数
---------------------------------	------------------

第46条第1項第1号イ 自転車等駐車場の表の注に次のように加える。

- 4 この表の規定にかかわらず、高齢者専用の集合住宅その他の特定の者の専用の集合住宅であって市長が認めるものの駐車台数については、別途協議した数とする。

第46条第1項第5号本文中「駐車場」の次に「（集合住宅以外の住宅を整備する場合を除く。）」を加え、同条第2項第1号中「集合住宅」の次に「（長屋、寄宿舎その他これらに類する集合住宅を除く。）」を加え、同項第2号の表以外の部分中「次号から第5号まで」を「次号及び第4号」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第47条中「整備は」の次に「、当該開発地内及び当該予定建築物又は当該建築物の防犯上の見通しを確保するとともに」を加え、「防犯上の見通しの確保」を削り、「防犯用カメラ」を「防犯カメラ」に、「による」を「を行う」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により防犯カメラを設置する際は、建築物の出入口及びエレベーター内並びに駐車場に防犯カメラを設置するよう努めるものとする。

別表第1の12 給排水計画平面図の項備考の欄中「並びに」の次に「系統ごとに着色した」を加え、「その」を「工種ごとに着色した」に改め、同表28 道路査定図の写しの項備考の欄中「と取り交わした査定済みの図面。座標値を明示する。（縮尺は、任意とする。）国、県及び」を「が交付したもので、道路管理者の印があるもの。市長が認める場合は、別の書類に代えることができる。」に改める。

別表第2 全ての宅地開発事業等の項都市整備部道路政策管理課の目別表第1の図書で必要とするものの欄中「12」を「14」に、「及び28」を「、21、28及び31」に改め、同表中集合住宅又は店舗の新築、改築又は増築を行う宅地開発事業等の項を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に事前協議（浦安市宅地開発事業等に関する条例（平成18年条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項に規定す

る事前協議をいう。以下同じ。)を開始する宅地開発事業等(条例第2条第2項第1号に規定する宅地開発事業等をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に事前協議を開始した宅地開発事業等については、なお従前の例による。